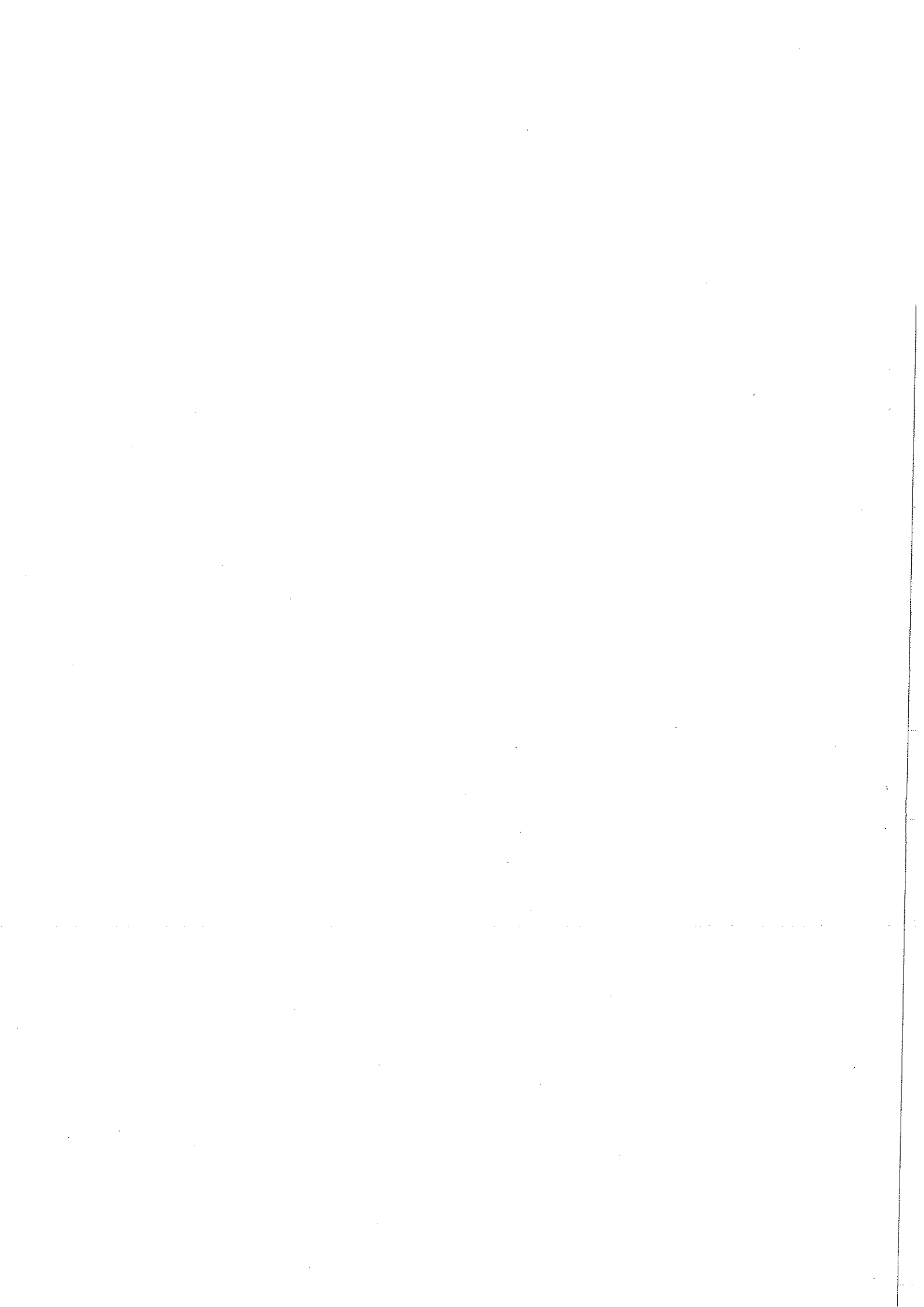


平成 30 年 6 月盛岡市議会定例会
提出発議案

平成 30 年 6 月 27 日提出

- 発議案第 1 号 盛岡市の中学校給食の格差是正を求める決議について
(盛岡市長, 盛岡市教育長)
- 発議案第 2 号 旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び
救済等の早期解決を求める意見書について
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 厚生労働大臣, 総務大臣, 衆議院議長,
参議院議長)

※ () 内は可決された場合の送付行政庁等



発議案第1号

盛岡市の中学校給食の格差是正を求める決議について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成30年6月27日

提出者	盛岡市議会議員	竹	田	浩	久
賛成者	盛岡市議会議員	中	村		亨
〃	〃	村	上	貢	一
〃	〃	中	野	孝之助	
〃	〃	櫻		裕	子
〃	〃	宮	川		寿
〃	〃	鈴	木	一	夫
〃	〃	神	部	伸	也
〃	〃	藤	澤	由	蔵
〃	〃	遠	藤	政	幸
〃	〃	伊	達	康	子
〃	〃	庄	子	春	治
〃	〃	守	谷	祐	志
〃	〃	鈴	木	俊	祐

盛岡市議会議長 天 沼 久 純 様

盛岡市の中学校給食の格差是正を求める決議

「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。」学校給食法では、その重要性についてこのようにうたわれているように、学校給食は、育ち盛りと言われる中学生にとって、さらには、子を持つ親にとって重要な役割を果たしている。

現在、盛岡市内の中学校では、主食・おかず・牛乳の全てを提供する完全給食、選択制給食、ミルク給食に分かれているが、平成20年度の黒石野中学校を皮切りに導入された選択制給食は、喫食率の伸び悩みと、調理業務を受託する業者が1者のみという理由から、平成29年度に実施を予定していた北陵中学校を初め、仙北中学校、大宮中学校の導入計画が滞っている現状である。

平成28年度に文部科学省が行った「学校給食実施状況等調査」によると、全国における中学校の完全給食率は83.7%であり、ミルク給食を実施しているのはわずか4.8%となっている。市内23校ある中学校のうち、9校が完全給食、11校が選択制給食、選択制給食の実施を待つ3校はミルク給食という格差が生じており、盛岡市の中学校給食に少なからず疑問を持っている保護者がいることも事実である。

共働き世帯・ひとり親世帯の増加など、昨今の社会情勢の変化や就労形態の多様化などさまざまな要因により、中学生を取り巻く生活環境も大きく変化している。食育の重視、子どもの貧困対策などが叫ばれている中、さらには受益の公平性の観点からも、盛岡市に暮らす中学生全てに栄養バランスのとれた完全給食を提供すべきと考える。

以上のことから、市議会として、次の事項について強く要望するものである。

記

- 1 盛岡市立中学校の給食における格差を解消すること。
- 2 盛岡市立中学校の選択制給食を見直し、主食・副食・牛乳の完全給食実施に向けて検討を開始すること。

以上、決議します。

平成30年6月27日

盛岡市議会

発議案第2号

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成30年6月27日

提出者	盛岡市議会議員	中	村	亨
賛成者	盛岡市議会議員	遠	藤	政
〃	〃	鈴	木	礼
〃	〃	村	上	貢
〃	〃	伊	達	康
〃	〃	守	谷	祐
〃	〃	鈴	木	俊

盛岡市議会議長 天 沼 久 純 様

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び

救済等の早期解決を求める意見書

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と定めた旧優生保護法に基づき、平成8年に同法が母体保護法に改正されるまでの約半世紀あまりの間、本人同意のない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知や都道府県の行政措置のもと、数多く実施されてきました。旧厚生省の衛生年報等によれば、全国で約2万5,000人が不妊手術を受け、そのうち1万6,500人が本人同意のない強制手術だったとされています。

これまで、平成10年の国連の自由権規約委員会や、平成28年の国連の女子差別撤廃委員会から優生手術の被害者に対する補償措置等を求める勧告が出されてきましたが、国は何ら対応せず、優生手術の被害者は放置されたままでした。誤った優生思想によって国民が著しい人権侵害を受けたと認められる事態の解明と被害者の救済は、もはや放置できないことは明白です。

国会では、全会派からなる「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」が発足し、強制手術の被害者には結婚が破談となったり、子どもを産み、育てる夢を奪われたり、健康被害を訴えたりするなど、幸福追求権を保障した憲法13条などの侵害に当たることは明らかであり、また、国からの正式な謝罪や補償もいまだ行われていないとして、実態調査やヒアリング、被害者や当事者団体、市民団体との連携・協力を進め、具体的な支援の仕組みを検討することとしています。

優生手術の被害者の高齢化が進んでいるため、解決を急がなければなりません。過去の反省に立って、一日も早く政治的及び行政的な責任に基づく解決策を実現すべきであり、下記事項の実現を強く求めるものです。

記

- 1 国は、優生手術の被害者が既に高齢化し、また、全国における優生手術の実態解明が時間的経過とともに困難になることから、優生手術に関する被害者の実態の速やかな調査及び記録の適正な保存を行うこと。
- 2 全都道府県へ相談窓口の設置を行うなど、被害者に寄り添う対応を強化すること。
- 3 被害者に対する補償及び救済等の実施による早期解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成30年6月27日

盛岡市議会